

所管部課	まちづくり部 都市基盤課		部長	金子 秀之	
件名	専決処分の報告について（街路樹下枝と車両との物損事故）				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項			
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>令和6年10月17日（木）に発生した、東大和市立野2丁目5番1先の市道上における物損事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p>【事故の内容等】 相手方車両が、市道第2001号線（事故場所の東側に位置する南北道路）から左折し、市道第2004号線に進入した際に対向車が停止していたため、街路樹の下枝を避けて通行することができず下枝に接触し、相手方車両に損害が生じたものである。</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
<p>令和6年10月17日（木） 事故発生 令和6年11月 7日（木） 専決処分</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>賠償金193,512円については、公益社団法人全国市有物件災害共済会「道路賠償責任保険」から全額支払われる。</p>					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>令和6年第4回市議会定例会において報告したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。